

郡山市母子生活支援施設の入所児童に係る入進学支度金等の助成に関する要綱

平成24年10月9日制定
平成25年4月1日一部改正
平成25年6月6日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年1月8日一部改正
平成29年9月20日一部改正
[こども部こども支援課]

(目的)

第1条 この要綱は、市が設置する母子生活支援施設に入所している児童に対し、当該児童が小学校又は中学校に入学又は進学する際に必要となる学用品等の購入する費用を入進学支度金又は高等学校に進学する際に必要となる学用品等の購入費用を特別育成費（以下これらを「支度金等」という。）として助成することにより、当該施設に入所する世帯の経済的負担の軽減並びに児童の健全な育成及び福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 母子生活支援施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第38条に規定する施設をいう。
- (2) 児童 満18歳に満たない者をいう。
- (3) 学用品等 ランドセル、かばん、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子その他通学に通常必要とされる学用品又は通学用品をいう。
- (4) 領収書等 学用品等の購入に係る領収書又は請求書をいう。

(助成対象者)

第3条 支度金等の助成の対象となる児童（以下「助成対象児童」という。）は、市が設置する母子生活支援施設に入所する児童で、当該施設に入所期間中に小学校第1学年に入学若しくは中学校第1学年に進学又は高等学校第1学年に進学する児童とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助として、当該児童の属する世帯に当該児童に係る入学準備金が支給されることとなるものを除く。

(申請者)

第4条 支度金等の助成を申請できる者は、助成対象児童と同居し、かつ、当該助成対象児童を養育している者とする。

(助成金額)

第5条 支度金等の助成額は、小学校第1学年に入学する児童には1人当たり40,600円、中学校第1学年に進学する児童には1人当たり47,400円、高等学校第1学年に進学する児童には1人当たり61,090円を限度とする。

(支度金等の申請)

第6条 支度金等の助成を申請しようとする者は、郡山市入進学支度金等助成申請書（第1号様式）に助成対象児童に係る学用品等の領収書等を添付して市長に提出しなければならない。

(支度金等の申請の特例)

第7条 前条の申請書に添付する領収書等を紛失、破損その他市長が特に認める事情により申請

書に添付することができないときは、購入した学用品等名及びその金額を記載した郡山市入進学支度金等申請に係る申出書（第2号様式）を当該申請書に添付することにより、支度金等の助成の申請をすることができる。

（支度金等の概算による支払等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、支度金等について概算による支払いの方法により助成することができる。

2 支度金等の概算による支払いを受けようとする者は、郡山市入進学支度金等助成申請書により申請し、当該概算払の助成対象となる学用品等を購入後、速やかに当該学用品等に係る領収書等又は郡山市入進学支度金等申請に係る申出書を市長に提出するものとする。

（助成の取消し等）

第9条 市長は、支度金等の助成を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支度金等の助成を取り消し、又は既に助成した金額の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 支度金等を不正に利用したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 支度金等の助成を受けようとし、又は受ける者は、この要綱による助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月9日から施行し、平成24年度以後の年度分の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月6日から施行し、平成25年度以後の年度分の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月8日から施行し、平成27年度以後の年度分の助成金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月20日から施行し、平成29年度以後の年度分の助成金について適用する。

第1号様式（第6条関係）

郡山市入進学支度金等助成申請書

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名
電話番号

印

入進学支度金等の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

助 成 対 象 児 童	住 所	
	氏 名	
	生年月日	
	入進学する 学校の名称	

振込口座	申請者名義の普通預金口座に限る。
	銀行・農協 信金・信組 支店 普通 口座番号

※ 学用品等の領収書等を添付してください。

第2号様式（第7条関係）

郡山市入進学支度金等申請に係る申出書

年 月 日

郡山市長

住 所
申請者 氏 名 ⑩
電話番号

入進学支度金等の助成を受けるに当たり、郡山市母子生活支援施設に入所する児童に係る入進学支度金等の助成に関する要綱第7条の規定により、次のとおり申し出ます。

購入した学用品等名	
購 入 金 額	円